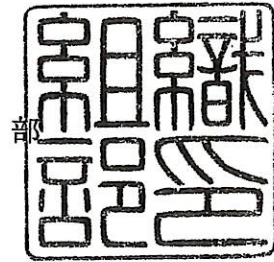


組教発第77号

2013年2月28日

仙台教務所長 殿

組 織



本誓寺から提出された責任役員・総代選定届等の扱いについて（回答）

このたび、仙台教務所教発第18号（2013年2月27日付）による標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1 回答

当該寺院では、住職後継者の問題について、長年に亘り寺族間で対立しており、所属門徒内に強い不信感が生じている。

このような中、責任役員・総代選定届が当事者双方より提出される事態に対して、貴職が受理するに当たっては、住職に対して当該寺族間及び門徒総会にて協議されたことを証明する書類の提出を求め、また提出された資料から十二分に協議されたことが明らかな場合のみ受理されるよう申し入れます。

追って、本回答は宗教法制研究会で弁護士に確認いたしておりますことを申し添えます。

以 上